

令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のある関税制度の延長）

要望元：農産局園芸作物課園芸流通加工対策室

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		<品名> トマトピューレー及びトマトペースト <制度名> 関税割当制度								
改正要望の内容		○改正を要する法令及び条項 関税暫定措置法第2条第1項 ○具体的な内容 「令和6年3月31日まで」とされているものを1年間延長し、「令和7年3月31日まで」とする。								
税番	統計 細分	品 目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備 考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
2002.90	211	トマトピューレー及びトマトペースト（気密容器入りのもの）	20%	無税		20%	無税		16%	
2002.90	221	トマトピューレー及びトマトペースト（気密容器入りのもの以外のもの）	20%	無税		20%	無税		16%	
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		施行期日：令和6年4月1日 適用期間：令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p><b>① 現状</b></p> <p>トマトピューレー・ペーストの原料である加工用トマトは、露地栽培が行われており、春に定植し、夏に収穫する作型が採られており、長野県、北海道、茨城県を中心に比較的冷涼な地域で生産され、夏期における安定した収入が見込まれる作物として農家経営の安定に寄与している。</p> <p>一方、加工用トマトの生産コストの低減による国際競争力の向上を図る必要があり、機械化収穫に対応するためのほ場の集約化・大規模化が喫緊の課題となっている。このため、加工メーカーは、契約栽培農家の拡大を進めるとともに、業界を挙げて収穫機械の普及に取り組んでいるところである。</p> <p>国産品が十分な国際競争力を確保できていない現状では、本制度があることによって、一定数量の範囲内で低税率の輸入品を確保しつつ、一定数量を超えた分については国内生産者の保護が図られる制度となっており、生産性向上の取組がより効果的に実施できている。</p> <p><b>② 問題点</b></p> <p>依然として国産品は安価な輸入品との内外価格差が大きく、輸入品に対して十</p>								

	<p>分な国際競争力が確保されておらず、関税割当制度が延長されない場合、安価な輸入品の無秩序な流入により、国内の加工用トマト生産者の保護を図ることが困難になる。</p>
改正の必要性と目的達成の見通し	<p><b>① 改正の方向性</b></p> <p>需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化するためには、本制度の継続が最も効果的かつ効率的である。</p> <p><b>② 改正目的達成予定時期</b></p> <p>加工用トマトの生産性の向上が図られ、安価な輸入品に対して対抗しうる十分な国際競争力を確保するまで本制度を継続する必要がある。</p>
改正の効果と妥当性	<p><b>① 改正によって期待される効果</b></p> <p>本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力の強化を推進することができる。</p> <p>[令和4年度における適用実績（「減税額」は試算値）]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入実績：36,124 トン、6,244 百万円</li> <li>・ 減税額：6,244 百万円 × (枠外税率 16% - 枠内税率 0%) = 999 百万円</li> <li>・ 関税割当てを受けた者の数：16 者</li> </ul> <p><b>② 改正によって生じうる影響</b></p> <p>特記事項なし</p> <p><b>③ 改正の妥当性</b></p> <p>本制度により、補助金等の財政負担を生じることなく、国内生産者の保護と国内需要者の安価な原料調達を確保できることから、本制度の継続が最も望ましい。</p>
政策評価・関連措置	<p><b>① 本要望に関連する政策評価</b></p> <p>なし</p> <p><b>② 当該政策評価の結果と改正の関係</b></p> <p>なし</p> <p><b>③ 政府方針と改正の関係</b></p> <p>食料・農業・農村基本法第2条第2項において、国民に対する食料の安定的な供給については、「国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行わなければならない」とされている。</p> <p>本制度の継続により、一定数量の範囲内で低税率での需要者に対する輸入品の供給が確保されるとともに、一定数量を超えた分については国内生産者が保護されることにより生産性向上の取り組みをより効果的に実施できる。</p>

	<p><b>④ 関連措置</b></p> <p><b>【産地生産基盤パワーアップ事業】</b>  地域一丸となって水田、畑作、野菜等の収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業機械のリース導入や施設整備等を総合的に支援。</p> <p><b>【持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援】</b>  園芸作物の安定的な生産及び供給を実現するため、水田作から園芸作物への転換、国産野菜の端境期に出荷可能な生産体制の構築を推進。  本事業により、産地の合意形成、品種の選定や出荷先の確保、機械・設備のリース導入など、新たな園芸産地の育成に必要な取組を一体的に支援。</p> <p><b>【特定農産加工業経営改善臨時措置法】</b>  トマト加工品製造業者を含めた食品製造事業者の経営の改善を図ることを目的とする「特定農産加工業経営改善臨時措置法」に基づき、トマト加工品製造業者に対する金融税制上の優遇措置を講じている。</p>
--	---

○ 改正経緯

これまでの改正状況	<p>トマトピューレー及びトマトペーストの関税割当制度は、平成元年に導入されて以降、現在まで延長されている。</p>																								
措置による効果	<p>○国産品と輸入品との間に存在する内外価格差</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">国産品価格</th> <th style="width: 25%;">輸入品価格</th> <th style="width: 35%;">内外価格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>514 円/kg</td> <td>107 円/kg</td> <td>4.80 倍</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>514 円/kg</td> <td>116 円/kg</td> <td>4.43 倍</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>514 円/kg</td> <td>125 円/kg</td> <td>4.11 倍</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>514 円/kg</td> <td>136 円/kg</td> <td>3.77 倍</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>528 円/kg</td> <td>180 円/kg</td> <td>2.93 倍</td> </tr> </tbody> </table> <p>※トマトケチャップ・トマトソース用のトマトピューレー・ペーストの国産品価格を算出することはできないため、トマトケチャップの価格（年ごと）</p> <p>○本制度を通じ、需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を更に強化することができる（本制度が維持されない場合、上記内外価格差はさらに拡大）。</p>		国産品価格	輸入品価格	内外価格差	平成 30 年度	514 円/kg	107 円/kg	4.80 倍	令和元年度	514 円/kg	116 円/kg	4.43 倍	令和 2 年度	514 円/kg	125 円/kg	4.11 倍	令和 3 年度	514 円/kg	136 円/kg	3.77 倍	令和 4 年度	528 円/kg	180 円/kg	2.93 倍
	国産品価格	輸入品価格	内外価格差																						
平成 30 年度	514 円/kg	107 円/kg	4.80 倍																						
令和元年度	514 円/kg	116 円/kg	4.43 倍																						
令和 2 年度	514 円/kg	125 円/kg	4.11 倍																						
令和 3 年度	514 円/kg	136 円/kg	3.77 倍																						
令和 4 年度	528 円/kg	180 円/kg	2.93 倍																						